

2023年5月11日

各位

愛媛銀行

**公益財団法人愛媛県文化振興財団と遺贈寄付の協定を
締結しました！**

当行（頭取 西川義教）、および株式会社伊予銀行は、公益財団法人愛媛県文化振興財団（以下「文化振興財団」）との間で、お客さまの遺産を文化振興財団に寄付するための協定を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」「地元の文化振興に活用してもらいたい」というお申し出を受けることが増加しています。このようなご厚意にお応えするため、文化振興財団と協定を締結し、それぞれが取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を文化振興財団に寄付するための仕組みを構築いたしました。

例えば、遺贈寄付を目的とした遺言代用信託を活用すれば、お客さまにご相続が発生した際に、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、あらかじめご指定いただいた文化振興財団に寄付できるようになります。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えし、地域貢献・発展につながる商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 締結日

2023年5月11日（木）

2. 相続関連商品・サービス（当行取扱商品）

名称	商品・サービスの概要
ひめぎん・結ぶ思いやり 遺言代用信託 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none">・お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、ご相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする遺言代用信託商品です。・「遺贈寄付特約」によって受取人に文化振興財団をご指定いただくことができ、ご相続が発生した際に、お預かりした金銭を文化振興財団に寄付することができるようになります。

※1 オリックス銀行株式会社の信託契約代理店として取扱いいたします。



【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111